

# 本人確認資料

★有効期限があるものは、その期限内のものに限ります。失効したものは使用できません。

★確認するのは、「氏名と生年月日」または「氏名と住所」です。

① 1点で本人確認資料となるもの \*戸籍法施行規則第11条の2第1号

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転免許証</li> <li>● 旅券（パスポート）</li> <li>● 在留カードまたは特別永住者証明書</li> <li>● 個人番号カード</li> <li>● 住民基本台帳カード <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">写真付</span></li> <li>● 国・地方公共団体機関発行の写真付身分証明書</li> <li>● 船員手帳</li> <li>● 海技免状</li> <li>● 小型船舶操縦免許証</li> <li>● 猟銃・空気銃所持許可証</li> <li>● 戦傷病者手帳</li> <li>● 宅地建物取引士証</li> <li>● 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気工事士免状</li> <li>● 無線従事者免許証</li> <li>● 認定電気工事従事者認定証</li> <li>● 特種電気工事資格者認定証</li> <li>● 耐空検査員の証</li> <li>● 航空従事者技能証明書</li> <li>● 運航管理者技能検定合格証明書</li> <li>● 動力車操縦者運転免許証</li> <li>● 教習資格認定証</li> <li>● 身体障害者手帳</li> <li>● 療育手帳</li> <li>● 運転経歴証明書（H24.4.1以後に交付されたものに限る）</li> </ul>
--	--

② 下記 イ欄から2点、または イ欄とロ欄から1点ずつ を提示して本人確認書類となるもの

\*戸籍法施行規則第11条の2第2号イ、ロ

イ 欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民健康保険の被保険者証</li> <li>● 健康保険の被保険者証</li> <li>● 船員保険の被保険者証</li> <li>● 介護保険の被保険者証</li> <li>● 共済組合員証</li> <li>● 国民年金手帳</li> <li>● 国民年金証書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 船員保険の年金証書</li> <li>● 厚生年金保険の年金証書</li> <li>● 共済年金証書</li> <li>● 恩給証書</li> <li>● 届書に押印した印鑑の印鑑登録証明書</li> </ul>
ロ 欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 写真付学生証</li> <li>● 法人が発行した写真付身分証明書</li> <li>● 国・地方公共団体の機関発行の写真付資格証明書（①に該当するものを除く）</li> </ul> <p>※ロ欄の書類は、複数点あっても本人確認資料にはなりません。</p>	

★婚姻、協議離婚、養子縁組、協議離縁、任意認知の届出及び不受理申出（取下げ）の際、窓口に来られた方の本人確認を行います。上記の本人確認資料を提示してください。なお、窓口に来られた方が届出人本人でない場合、窓口に来られた届出人の本人確認ができなかった場合、届出人の一部の方が窓口に来られなかった場合は、届出を受理した後に本人確認できなかった届出人に対し受理した旨を通知します（不受理申出（取下げ）を除く）。